

受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、一般社団法人日本ドッグデンタルエステティック協会（以下、「当協会」という）が提供するセミナー及び講座の受講者（以下、「受講者」という）との間で契約条件が規定されています。

お申込にあたっては、以下の規約に同意された上でのお申込として取り扱います。以下をご確認の上、お申込下さるようよろしくお願い申し上げます。

第1条（本規約適用範囲）

当協会は、受講者が以下の各事項を行うことにより本規約を承諾したものとみなします。

①当協会の指定する受講申込書への記名押印。または、お申込をすることにより、本規約の内容を承諾したものとみなされます。

第2条（規約の変更）

当協会は、当協会が必要と認めた場合、受講者への事前の通知なく本規約を変更でき、当該変更については受講者の承諾があったものとみなします。尚、当協会は、規約を変更した場合には随時、変更後の規約を本サイトへ掲載します。

第3条（受講料金等）

受講者は、本サイトその他当協会が掲示する受講料金表の受講料金を支払うものとします。

第4条（講座の申込み）

①受講者は、当協会が本サイト上に掲載する手続き、または当協会の定めるその他の手続きに従って受講申込を行い、氏名・住所・電話番号その他別途定める事項について、正確且つ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書等に記載し提供するものとします。

②受講者が、勤務先等の所属団体を通じて講座を申込み場合、当該所属団体及び受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。

③次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する方は、本講座の受講申込みを行うことができません。

- （1）講座内容を適切に理解できない可能性がある場合
- （2）後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けている場合
- （3）その他当協会が本講座の受講者として適格性に欠けると判断した場合

第5条（講座受講申込みの承諾）

① 当協会が、受講者より第4条規定の受講申込を受けた場合、当協会の別途定める審査基準に基づく受講申込の審査の結果、受講申込を承諾する場合、受講者に対して講座の受講を許諾する旨と、受講料金の支払い方法を電子メール、ファックス、郵送にて通知するものとします。

② 当協会と受講者間の講座提供に係る契約（以下「本契約」という）は、当協会が受講者の受講料金全額の入金を確認した段階で有効に成立し、受講者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。

第6条（決済方法）

受講者は、当協会が指定した期日までに、受講料金を当協会指定の銀行口座に振込むものとします。

（振込手数料は受講者の負担とします）

第7条（講座受講申込みのキャンセル・返金）

① 受講者が受講者の受講資格を取り消そうとする場合は、その取り消す時期に応じたキャンセル料を当協会へ支払うものとします。

但し、受講者の代理人が受講する場合、以下のキャンセル料は発生しません。代理人が受講する場合も、書類審査があります。

- ◆ お申込み受付日～講座開催日の31日前までのキャンセル・・・無料
- ◆ 本講座開催日の30日～21日前までのキャンセル・・・受講料の20%
- ◆ 本講座開催日の20日～8日前までのキャンセル・・・受講料の50%
- ◆ 本講座開催日の7日前～本講座開催当日のキャンセル、及び無断で欠席された場合・・・受講料の100%（全額）

② 返金の際の振込み手数料は、受講者負担とする。

第8条（登録情報の使用）

① 当協会は、本サイトに掲載されるプライバシーポリシーに従い、受講者の登録情報及び講座を受講する過程における当協会が知り得た情報（以下「受講者情報」という）を使用することができるものとします。

② 当協会は、講座内容の撮影及び録音を行い、資料又は販促物として当協会のホームページ等、各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。

第9条（遵守事項及び確認事項）

① 受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。セミナー時に受講誓約書のご提出をお願いしております。

（1）本講座に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他の情報、本講座において提供される教材、書籍およびビデオその他一切の著作物、ならびに、本講座で使用される一切の名称および標章についてのノウハウ、著作権及び商標権その他一切の権利は全て当協会に帰属し、受講者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

（2）講座内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはならないものとします。

（3）講座内における写真撮影、録音、録画を行ってはならないものとします。

（4）当協会及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑するような行為、言動等をしないこと

② 本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。また、受講者の事業における成果を何ら補償するものでなく、受講者の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認します。

第10条（受講者資格の中断・取消）

受講者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止、又は将来に向かって取り消すことができるものとします。また、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合（同項第2号を除く）は、受講料金の返金を行いません。

（1）講座申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合

（2）講座内容を適切に理解できない可能性がある場合

（3）営利、又はその準備を目的とした行為及び営業活動や勧誘の禁止、その他当協会が別途禁止する行為を行った場合

（4）受講者が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合

（5）本規約又は法令に違反した場合

第11条（講座の中止、中断及び変更）

① 当協会は、本講座の運営上、最小催行人数に満たないなど、やむを得ない場合には、受講者に事前の通知のもと、本講座の運営を中止・中断できるものとします。

② 前項の場合には、当協会は本講座の中止・中断後10営業日以内に、当該講座についての受講料金を返金します。但し、当協会の責任は支払済の受講料金の返金に限られ、その他一切の責任を負いません。

受講者は、当協会が次回以降に開催される同内容の講座に振替えて受講することができます。

第12条（損害賠償）

受講者が、講座に起因または関連して、当協会に対して損害を与えた場合、受講者は、当協会に対し一切の損害を賠償するものとします。また、講座に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者間で紛争が発生した場合、受講者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第13条（自然災害による影響）

自然災害（台風・地震）などにおいて交通機関のみだれ・停止などが起きた場合、振替の講座をご案内します。

第14条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第15条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

付則

本規約は、平成28年6月1日より実施するものとします。

追加 平成29年7月1日